

技術的対話に関する質問に対する回答書

事業名				みやぎ県北広域汚泥肥料化事業						
No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答事項
1	要求水準書	12	2	3-5	(1)			処理汚泥量	要求水準書3-5(1)において、日最大汚泥量が54.59（47.05～61.64）t-wet/日と記載されていますが、日最大汚泥量の設定の考え方をご教示願います。（例えば機械修繕など脱水機停止期間を考慮している等）61.64t-wet/日の汚泥が発生する日数は、1年でどの程度を想定されていますでしょうか。また、汚泥量増加の可能性が高いのは、流域下水道と公共下水道のどちらとお考えでしょうか。	要求水準書に示す「日最大汚泥量」は、将来の日平均汚泥量に計画水量比（日最大汚水量／日平均汚水量：約1.2）を乗じて算出しています。また、要求水準書3-5(1)に示している日最大汚泥量54.59t-wet/日とは各年度の日最大汚泥量の20年平均を示したものであり、本施設の能力は、要求水準書3-5(2)に示すとおり55.19 t/日を基本に設定願います。年間のうち61.64t-wet/日が発生する具体的な日数は想定していません。また、汚泥量増加は流域下水道で生じる可能性が高く、流域下水道における過去の実績（R4～R6）によると、日最大汚泥量を超過する日数は年間45日程度でした。
2	要求水準書	12	2	3-5	(2)			施設能力	要求水準書3-5(2)に①「日最大汚泥量55.19 t/日を基本とする。」②「施設能力の設定に当たっては、事業者は「別紙5年次発生汚泥量と汚泥搬入条件」に示す年間処理汚泥量が全量受入れ可能な施設計画を提案すること。」と記載があります。当グループは②の考え方を採用し、年間処理汚泥量の最大値である18,207t-wet/年（18,207t/年÷365日/年＝49.88t/日）を処理出来る施設計画とし、ご提案させて頂きましたが、よろしいでしょうか。	施設能力の設定に当たっては、年間処理汚泥量の想定最大値（18,207t/年）を全量受け入れることが前提となりますが、要求水準書3-5(2)に示すとおり55.19 t/日を基本に設定願います。
3	要求水準書	26	3	3-12	(5)			臭気に関する要件	事業者は、要求水準書等に示す基準を満足している場合でも、周辺住民から臭気苦情があった場合について、苦情対応（面談ヒアリング・苦情整理）など真摯に対応しますが、基準以上の性能が必要となる場合の費用負担は別途協議との理解でよろしいでしょうか。また、本事業について、地域住民に説明し、ご理解いただいておりますでしょうか。	要求水準書3-12(5)に示したとおり、臭気に対する周辺住民から苦情があった場合は、要求水準書等に示す基準を満足している場合であっても、原因究明や具体的な対策の検討・実施など、真摯に対応願います。なお、これに係る実施費用は、原則として事業者負担となりますが、肥料化施設に起因しないことが明らかな場合は、別途協議願います。また、昨年度実施した住民説明会では、臭気に関して、肥料化施設の着工前と同じ水準を守ることを説明し、御理解を頂いております。
4	要求水準書	38	4	4-4	(1)	3)	①	二次処理水	要求水準書4-4(1)に二次処理水の取水量上限値500m3/日とありますが、水量設定した考え方をご教示願います。前回の質疑No.31で「汚水排水については、・・・返流水槽への返送量を問わない」とご回答を頂いていますが、汚水排水についてBOD量210kg/日を越えなければ、仮に1,000m3/日の汚水排水量でも問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	二次処理水の取水量上限値は、汚水排水時の下水処理能力に影響する可能性を考慮し500m3/日と設定したもので、汚水排水はBOD量210kg/日を含む排水基準を満足願います。なお、二次処理水の取水量上限値の変更については、事業開始後の汚泥量の増加等、やむを得ない事情が生じた場合に別途協議願います。
5	維持管理契約書	28	別紙2					物価変動（スライド）	維持管理契約書（案）における業務委託料におけるスライド基準日は、工事請負契約書（案）第36条10条に記載のある基準日令和7年8月となる理解でよろしいでしょうか。また、維持管理契約書（案）別紙2に記載のある内容において、実際の価格等が指数を超過した場合は、別途協議して頂けるでしょうか。	維持管理契約における物価変動に基づく業務委託料の見直しについては、算定基準日ではなく、基準期間を採用しており、初回の見直しは、維持管理契約書（案）別紙2第2（1）に記載のとおり、令和6年9月1日から令和7年8月31日までの12か月間の物価指標平均値が基準となります。なお、見直し方法が適当でないと県が認めた費目については、維持管理契約書（案）別紙2第4に基づき協議することとしています。
令和8年10月16日									宮城県企業局水道経営課長 （ 公 印 省 略 ）	

技術的対話に関する質問に対する回答書

事業名				みやぎ県北広域汚泥肥料化事業						
No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答事項
1	要求水準書	26	3	3-12	(5)			臭気に関する要件	要求水準書3-12(5)に「本施設（前処理、発酵処理施設等）内は常時負圧の状態にできる脱臭設備を設置」とあります。 返送品の水分調整と肥料の均一化のために設けた室内で、既に発酵は完了しており、同一建物内で仕切り壁でエリア分けを行っているため、換気エリアとして、ご提案させて頂きましたが、よろしいでしょうか。	他自治体の下水汚泥肥料化施設の事例において、要求水準を満足している場合であっても、臭気に対する周辺住民から苦情が発生しており、自治体側が苦慮しているケースを確認しています。 当県としては、そういった事例を踏まえ要求水準書3-12(5)に示したとおり、本施設（前処理、発酵施設等）内は常時負圧の状態にできる脱臭設備を設置し、臭気が外部へ出ない建物構造とすること。また、建屋内を脱臭する場合は建屋内を負圧に保ち、臭気の漏洩を防止することとしています。 なお、臭気漏洩に伴い周辺住民から苦情が発生した場合は、事業者の責により対処いただくこととなります。
2	要求水準書	26	3	3-12	(5)			臭気に関する要件	汚泥原料の臭気について、各処理場ごとの原料の臭気指数等の測定データや保管状況をご教示願います。	汚泥原料の臭気は測定しておりません。 保管状況は、各処理場によりますが、基本的には貯留槽等において密閉保管しています。
3	技術資料		様式2-2					肥料に対する基準	当グループの肥料販売形態は、各地域で相違があります。 今回の技術資料に記載する肥料販売価格の取扱いについて、基本契約等に関する契約上の制約は無く、金額変更は可能でしょうか。	原則として技術資料に記載した内容の変更は認められません。 ただし、社会情勢の変化等、やむを得ないものと認められる場合は協議により対応します。
令和8年10月16日										宮城県企業局水道経営課長 (公 印 省 略)